

公益社団法人日本麻酔科学会定款

2011年4月1日 制定
2014年5月14日 改定
2015年5月27日 改定
2016年5月25日 改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本麻酔科学会 (Japanese Society of Anesthesiologists) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。
2 この法人は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、麻酔科学及びその関連分野に関する学理及び応用について研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学術団体との連携協力等を行うことにより、これらの分野の進歩・普及・啓発を図るとともに、安全で質の高い医療を提供するための事業活動を通して、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 学術集会、学術講演会等の開催
(2) 学会誌その他の刊行物の発行
(3) 認定医・認定施設等の認定
(4) 研修および教育の実施
(5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
(6) 研究及び調査の実施
(7) 関連学術団体との連絡及び協力
(8) 国際的な学術協力と交流の推進
(9) 普及啓発活動
(10) その他目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は本邦及び国外で行うものとする。

第3章 会員・社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。
(1) 正会員 麻酔科学領域の業務・研究に従事する下記の何れかの者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
イ 医師
ロ 2年以上の研究実績のある者
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助を申し出た法人、個人又は団体。
(3) 名誉会員 麻酔科学の学術的発展に功労があった者で、別に定める会員に関する規程に基づき、名誉会員の称号を与えられた者。
2 この法人の社員は、正会員の中から概ね40人に1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第11条第1項第5号に定める社員とする。なお、端数の取り扱いについては理事会で定める。
3 役員は代議員を兼ねるものとする。

(代議員の選任)

- 第6条 代議員は、正会員の中から正会員による選挙で選出する。
- 2 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
 - 3 代議員選挙は2年に1度、別に定める代議員選任規程に基づいて行う。
 - 4 役員は、代議員を兼ねる。
 - 5 理事又は理事会において、代議員を選任することはできない。

(代議員の職務)

第7条 代議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員の任期)

- 第8条 代議員の任期は代議員選任選挙終了以降に開催される直近の定時社員総会終了時から、次の代議員選任選挙終了以降に開催される直近の定時社員総会終了時までとする。ただし、代議員が社員総会議決取消しの訴え、解散の訴え、責任追求の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 2 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨。
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名。
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位。
 - 4 前2項の補欠の代議員の選任に係る議決が効力を有する期間は、当該議決後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。

(代議員の解任)

- 第9条 代議員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決によって、これを解任することができる。この場合、社員総会で議決する前にその代議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(代議員の報酬)

第10条 代議員は無報酬とする。

(正会員の権利)

- 第11条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員資格の取得)

第12条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入退会規程により入会申込みをなし、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。

(経費の負担)

- 第13条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、別に定める会費規程に基づき会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
 - 4 会費はその2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。
 - 5 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

- 第14条 会員は、入退会規程に定める退会届に、理由を付して提出することにより、任意に退会することができる。

(会員の除名)

- 第15条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間迄までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款その他の規則に重大な違反をしたとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他、正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知する。

(会員資格の喪失)

- 第16条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 通算して2年分の会費が未納となったとき
 - (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (6) 総社員の同意があったとき
- 2 前項により代議員たる正会員がその資格を喪失したときは、代議員資格も喪失したものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第17条 会員が第16条(会員資格の喪失)の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、退会をなしたものとみなす。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第18条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

- 第19条 社員総会は、次の事項について議決する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 代議員の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 解散及び公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第21条第3項(招集)の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

- 第 20 条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。
- 2 定時社員総会は毎年 1 回事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の議決がなされたとき。
 - (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により社員総会招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

- 第 21 条 社員総会は、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会開催日とする臨時社員総会招集の通知を発しななければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって（電磁的方法を含む）、開催日の 1 週間前迄に通知を発しななければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面（電磁的方法を含む）によって、議決権を行使することが出来ることとするときは、2 週間前までに通知を発しななければならない。

(議長)

- 第 22 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

- 第 23 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(議決)

- 第 24 条 社員総会の議決は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は社員として議決に加わることはできない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 代議員の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (6) 不可欠特定財産の処分の承認
 - (7) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定める事項
 - 4 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者に第 1 項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条第 1 項（役員の設置）に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第 25 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって（または電磁的方法により）議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することが出来る。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

- 第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が記名押印する。

(会員への通知)

- 第 27 条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第5章 役員等

(役員 の 設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上24名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、5名を常務理事（事務局長を含む）とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。
- 3 役員は代議員を兼ねる。
- 4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある（ものとして法令に定める者である）理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で選任した順序により常務理事がその業務に係る職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事 の 職務 及び 権限)

第31条 監事は次の職務を行う。

- (1) 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又著しく不当な事項があるとみとめるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続 3 期以上の重任は認めない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続 3 期以上の重任は認めない。
 - 3 理事または監事が欠けた場合、新たに選任された後任者の任期は、前任者の残任期とする。
 - 4 理事または監事は、第 28 条第 1 項（役員設置）に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した場合も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 33 条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第 24 条第 3 項（議決）により、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決によって行わなければならない。
- この場合、総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又はその他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員等の費用支弁規程)

- 第 34 条 理事・監事は無報酬とする。
- 2 業務のために要した費用は、別に定める役員等の費用支弁規程により支弁することができる。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な時事を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、第 48 条（理事会運営規程）に定める規程によるものとする。

(役員賠償責任)

- 第 36 条 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除又は限定)

- 第 37 条 この法人は役員が法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金壹拾万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第38条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規程・細則等の審議と内規・申し合わせの制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の配置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第37条第1項（責任の免除又は限定）の責任の免除、及び同条第2項の責任限定契約の締結。

(種類及び開催)

- 第40条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集の通知が発せられていない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第31条第5号（監事の職務及び権限）の報告のため、監事から理事長に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集の通知が発せられていない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号（種類及び開催）により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第5号による場合は、監事が、理事会を招集する。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

- 第 44 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の採決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は理事会の議決に理事として加わることはできない。
 - 3 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認めない。

(議決の省略)

- 第 45 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 30 条第 4 項（理事の職務及び権限）の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

- 第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会運営規程による。

第 7 章 委員会

(委員会)

- 第 49 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局長は理事の中から理事会が選任し、事務局長は事務長並びに職員を指導監督する。
 - 3 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
 - 4 事務長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事長が理事会の議決により、別に定める。
 - 6 事務長及び職員は、有給とする。

(備付帳簿及び書類)

- 第 51 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録

- (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるによるほか、第73条第2項（情報公開）に定める情報公開規程による。

第9章 財産及び会計

（財産の種別）

- 第52条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で基本財産とすることを議決した財産
 - (2) 設立日以後に基本財産として寄付された財産
 - 3 この法人の設立時の基本財産は、設立時財産目録で、前項第1号の基本財産として特定された財産とする。
 - 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、別に定める寄附金等取扱規程による。

（基本財産の維持及び処分）

- 第53条 この法人は基本財産について、適正な維持及び管理に努める。
- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分または担保に提供する場合は、理事会において議決に加わることの出来る理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
 - 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、別に定める基本財産管理規程による。

（財産の管理）

- 第54条 この法人の財産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により、理事長が保管する。

（事業年度）

- 第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

- 第56条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第57条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を第71条（公告の方法）に定める方法で公告する。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

- 第58条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第24条3項（議決）により社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

- 第59条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第57条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第10章 基金

（基金の拠出）

- 第60条 この法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の取扱）

- 第61条 基金の募集・割り当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては、別に定める基金取扱規程による。

（基金の拠出者の権利）

- 第62条 この法人は、第67条（解散）による解散のときまで基金をその拠出者に返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者へ返還することができる。
- 3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできない。

（基金の返還の手続）

- 第63条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の議決により定めるものとする。

（代替基金の積立）

- 第64条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第11章 定款の変更・合併及び解散

（定款の変更）

- 第65条 この定款は、第68条（公益認定の取消等に伴う贈与）の規定を除き、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
- 2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併など)

第 66 条 この法人は、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 67 条 この法人は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、第 24 条第 3 項（議決）により社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 68 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体、又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与する。

(残余財産の帰属)

第 69 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体、又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与する。

(剰余金の分配)

第 70 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 71 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行される毎日新聞に掲載する方法による。

(情報公開)

第 72 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 73 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報管理規程による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は森田 潔とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 55 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。